

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：静岡県
農業委員会名：島田市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

| 農家数(戸) | | 農業者数(人) | | 経営数(経営) | |
|--------|-------|-------------------|-------|-----------|-----|
| 総農家数 | 2,855 | 農業就業者数 | 3,254 | 認定農業者 | 383 |
| 自給的農家数 | 1,107 | 女性 | 1,606 | 基本構想水準到達者 | 0 |
| 販売農家数 | 1,748 | 40代以下 | 355 | 認定新規就農者 | 4 |
| 主業農家数 | 557 | ※ 農林業センサスに基づいて記入。 | | 農業参入法人 | 19 |
| 準主業農家数 | 349 | | | 集落営農経営 | 0 |
| 副業的農家数 | 842 | | | 特定農業団体 | 0 |
| | | | | 集落営農組織 | 0 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | 普通畑 | | | 計 |
|--------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 639 | 2,380 | - | - | - | 3,020 |
| 経営耕地面積 | 443 | 2,012 | 61 | 1,950 | 1 | 2,455 |
| 遊休農地面積 | 21 | 28 | 8 | 20 | 0 | 49 |
| 農地台帳面積 | 804 | 2,924 | - | - | - | 3,728 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5 年 9 月 30 日

| | 農業委員 | | 定数 | 実数 | 地区数 |
|------------|------|----|----|----|-----|
| | 定数 | 実数 | | | |
| 農業委員数 | 19 | 19 | 14 | 14 | 14 |
| 認定農業者 | - | 11 | | | |
| 認定農業者に準ずる者 | - | 0 | | | |
| 女性 | - | 2 | | | |
| 40代以下 | - | 1 | | | |
| 中立委員 | - | 1 | | | |

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|---|-----------|--------|
| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 3,020 ha | 1,179 ha | 38.9 % |
| 課 題 | 農業従事者の高齢化・後継者不足、また近年の茶況の低迷で離農による耕作放棄地が増加、農地の分散錯雑等が農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。また、山間地等において作業の機械化等による作業効率の悪い傾斜地等については、利用集積が図られない状況である。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| | |
|------|---|
| 目 標 | 集積面積 2,569 ha (うち新規集積面積 1,390 ha) |
| | 目標設定の考え方: あっせん活動などにより、集積の可能性のある面積 |
| 活動計画 | 農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度及び農地中間管理事業等の周知を実施する。引き続き農地の貸借情報の収集を行い、提供された情報を公開する。また、農業委員・農地利用最適化推進委員による斡旋を行う。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|--|-------------------|-------------------|
| 新規参入の状況 | 30年度新規参入者数 | 元年度新規参入者数 | 2年度新規参入者数 |
| | 4 経営体 | 0 経営体 | 0 経営体 |
| | 30年度新規参入者が取得した農地面積 | 元年度新規参入者が取得した農地面積 | 元年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 2.34 ha | 0 ha | 0 ha |
| 課 題 | 近年の茶況の低迷により農家人口や就農人口が減少しており、新規就農者も減少している。新規就農者も親元就農であり、新たな新規参入者への育成・支援が必要。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|---------------------------------|--------|--------|
| 参入目標数 | 2 経営体 | 参入目標面積 | 0.5 ha |
| 活動計画 | 農業振興課と連携し新規就農者・法人化への育成・支援を実施する。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|--|-----------|-------------|
| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 3,069 ha | 49 ha | 1.6 % |
| 課 題 | 農業従事者の高齢化、農産物価格の低迷などによる営農意欲の低下のほか、相続による非農家の農地取得や後継者・担い手不足により、傾斜地など営農条件の悪い農地を中心に、特に茶園の耕作放棄地が増加している。集積を進めるにも、地権者又は周辺耕作者の同意が得られにくい。特に茶園は基盤整備した場合、成園となるまでに数年を要し、その間の収入減など課題が多く、解消促進は困難である。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| | | | |
|---------|--------------------------------------|---|-------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 3.8 ha | | |
| | 目標設定の考え方: 島田市耕作放棄地解消アクションプランを基に設定する。 | | |
| 活 動 計 画 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | 33 人 | 6月～9月 | 10月～11月 |
| | 調査方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・6月から9月頃にかけて、事務局が用意する資料を基に担当地区委員ごとに農地パトロールを行い巡回、利用状況を確認する。 ・地図等に耕作放棄地を記入し、結果をもとに公図と台帳で照合し地番の特定、集計を行う。必要があれば再調査を実施する。 ・地区ごとの集計結果をもとに、事務局等にて対象地を確認し、利用意向調査を実施し、最終的な調査結果のとりまとめを行う。 | |
| | 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | 12月～1月 | 2月～3月 | |
| その他 | 農地利用最適化推進委員等による個別相談・指導・受け手の斡旋 | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|-------------------|---|-----------|
| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 3,020 ha | 0.32 ha |
| 課 題 | 違反転用については把握が難しく、違反に至った理由も様々であり、適正に対応することが求められるものの後手となりがちである。農地に復元するという本来の解決手法が取れない案件もあると思われるため対応が難しい。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

| | |
|---------|--|
| 活 動 計 画 | <ul style="list-style-type: none"> ○違反転用の是正指導 <ul style="list-style-type: none"> ・違反転用の早期発見及び違反転用者への是正指導 ○違反転用の発生防止に向けた取組み <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会だより(どうだん)等による農業者等への周知 ・農地パトロールの実施(6月～9月頃) |
|---------|--|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入